

平成26年度

水 防 計 画 書

宇 多 津 町

目 次

第1	総 則	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
第2	水防本部の設置及び組織事務分掌	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
第3	水防本部の係員の非常参集	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
第4	宇多津町災害対策本部との関係	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
第5	水 防 資 材	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
第6	気 象 通 報 等 及 び 連 絡	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
第7	水 防 巡 視 等	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 7
第8	水 防 活 動 等	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 7
第9	避 難 の た め の 立 ち 退 き	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 2
第10	避 難 勧 告 の 発 令 基 準	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 3
第11	他の水防機関等との協力応援	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 3
第12	公 用 負 担	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 4
第13	水 防 訓 練	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 5
資料	別表1（避難者収容予定箇所）	
	宇多津町水防協議会条例	
	宇多津町水防協議会委員名簿	

第1 総 則

1. 目 的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、香川県知事から指定された指定水防管理団体たる宇多津町が、同法第33条の規定に基づき、河川、湖沼又は海岸等の洪水、津波又は高潮等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

2. 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者は自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

3. 津波における留意事項

津波の際の水防活動は、遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがあるが、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防活動に従事する者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、水防活動に従事する者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第2 水防本部の設置及び組織事務分掌

1. 水防本部の設置基準及び事務分掌

(1) 設置基準

町長は、水防活動を迅速かつ積極的に推進するため、次の基準に該当する場合に水防本部を設置し、宇多津町内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、水防本部を解散する。

- 1 町内に大雨、洪水、高潮又は津波の警報が発表されたとき
- 2 台風の接近により町内に暴風の警報が発表されたとき
- 3 大雨、洪水、高潮、津波等による危険があると認めたとき

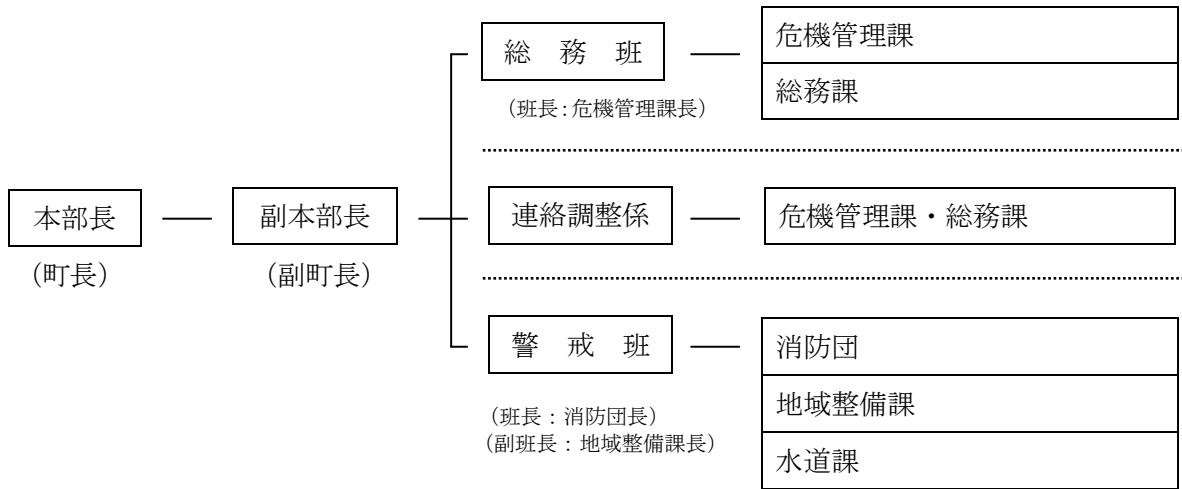
※・水防本部が設置されるまでの間は、危機管理課において業務を処理する。
・関係各課長は気象状況の判断により、所属課員を待機させ、水防活動の体制を整えるものとする。

(2) 水防本部の編成は次のとおりとし、水防業務の事務局は、危機管理課に置く。

第1次動員

災害の想定規模：大雨等の気象警報が発令された時、もしくは洪水又は高潮等に対する危険があると認められる状況

動員体制：危機管理課、総務課、地域整備課、水道課・・・全員招集
水防団（以下「消防団」という。）・・・全団員の招集



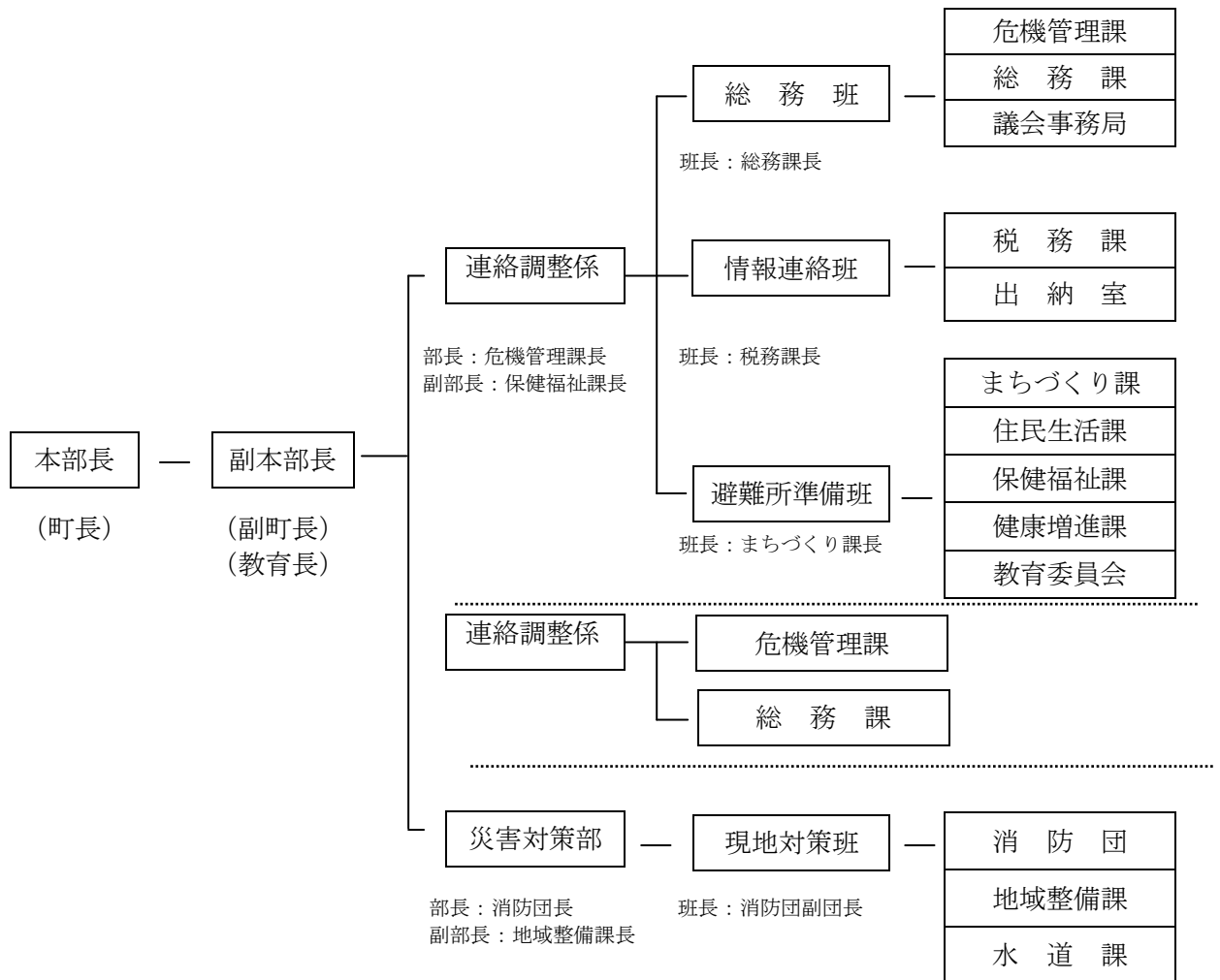
班	担当課等	所掌事務
総務班	危機管理課 総務課	1 水防事務に関すること。 2 水防本部要員の動員及び配置に関すること。 3 公用車の配備に関すること。 4 気象情報等情報の収集に関すること。 5 状況の把握及び判定に関すること。 6 水防本部警報、避難勧告等立ち退き指示の立案に関すること。 7 状況及び被害箇所の写真撮影に関すること。 8 県及びその他防災機関との連絡、報告に関すること。 9 水防本部要員の給食等厚生に関すること。 10 他班への応援に関すること。
警戒班	消防団 地域整備課 水道課	1 所管公共施設の保全に関すること。 2 管内の巡視に関すること。 3 災害予想箇所の巡回に関すること。 4 水防作業の準備に関すること。 5 河川、湖沼、海岸の水位の情報収集に関すること。 6 他班への応援に関すること。
連絡調整係	危機管理課 総務課	1 総務班と警戒班との連絡調整に関すること。

第2次動員

災害の想定規模：・第1次動員にて警戒態勢の中、災害の発生が予想される時、又は小規模災害が発生した時

・避難所等に避難行動がみられた時

動員体制：危機管理課、総務課、地域整備課、水道課、消防団……全員招集
議会事務局、税務課、出納室、教育委員会、住民生活課、
保健福祉課、健康増進課、まちづくり課……係長以上の招集



部	班	担当課等	所掌事務
情報対策部	総務班	危機管理課 総務課 議会事務局	1 水防事務に関する事。 2 水防本部要員の動員及び配置に関する事。 3 公用車の配備に関する事。 4 状況の把握及び判定に関する事。 5 水防本部長の指示伝達に関する事。 6 水防本部警報、避難勧告等立ち退き指示の立案及び発信に関する事。 7 状況及び被害箇所の写真撮影に関する事。 8 県及びその他防災機関との連絡、報告に関する事。 9 水防本部要員の給食等厚生に関する事。 10 各班の連絡調整に関する事。 11 他班への応援に関する事。
	情報連絡班	税務課 出納室	1 水防警報、避難勧告等住民への周知に関する事。 2 水防本部と住民との連絡調整に関する事。 3 他班への応援に関する事。
	避難所準備班	まちづくり課 住民生活課 保健福祉課 健康増進課 教育委員会	1 避難所開設の準備に関する事。 2 避難所必要物品の調達に関する事。 3 独居老人等災害弱者の把握と避難方法の準備に関する事。 4 他班への応援に関する事。
災害対策部	現地対策班	消防団 地域整備課 水道課	1 所管公共施設の保全に関する事。 2 管内の巡視に関する事。 3 被害箇所の応急処置に関する事。 4 水防作業、工法の実施に関する事。 5 緊急時の水防警報、避難勧告等住民への指示に関する事。 6 他班への応援に関する事。
連絡調整係		危機管理課 総務課	1 情報対策部と災害対策部との連絡調整に関する事。

第3次動員

災害の想定規模：災害対策本部設置時

動員体制：宇多津町地域防災計画に定めるところによる。

第3 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに水防本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

第4 宇多津町災害対策本部との関係

宇多津町災害対策本部が設置されると、水防本部は災害対策本部に統括される。

第5 水防資材

1. 防災資材倉庫並びに備蓄資材

防災資材倉庫には、水防資材を常時下記のとおり備蓄しておくものとする。

防災資材倉庫の所在		宇多津町字網の浦2144番地1			
種類	単位	数量	種類	単位	数量
土のう	枚	1,000	鋸	丁	3
ビニールシート	枚	30	斧	丁	3
丸太杭	本	20	スコップ	丁	30
鉄杭	本	50	照明具	台	2
縄・ロープ	Kg	20	救命胴衣	枚	80
鎌	丁	10	チェーンソー	台	4
掛矢	ケ	6	ゴムボート	艘	2
水中ポンプ	台	5			

2. 消防団長は、状況の急変等により水防資材の調達を水防本部に要請する暇がないときは、直ちに調達するものとする。その場合は、その旨を水防本部に報告するものとする。

第6 気象通報等及び連絡

1. 水防活動に必要な特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準

(1) 高松地方气象台が発表する特別警報、警報及び注意報

特別警報、警報及び注意報の種類

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報	解 説
水防活動用 気象警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したときに発表します。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
水防活動用 高潮警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したときに発表します。
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したときに発表します。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

※大雨特別警報及び大雨警報については、特に警戒すべき事項を「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように、括弧書きで表記します。

特別警報、警報及び注意報の発表基準（宇多津町）

特別警報

種 類	基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風になると予想される場合

警報・注意報

種類	注 意 報				警 報			
暴風 (平均風速)					陸上 20m/s 以上、海上 25m/s 以上			
大雨 (雨量)	R 3	50mm 以上	土 壤 雨 量 指 数 基 準	宇多津町 93	R 3	80mm 以上	土 壤 雨 量 指 数 基 準	宇多津町 123
洪水 (雨量)	R 3	50mm 以上	流 域 雨 量 指 数 基 準	大東川流域 7	R 3	80mm 以上	流 域 雨 量 指 数 基 準	大東川流域 10
高潮 (潮位：東 京湾平均海面上)	丸亀港 2.0m 以上				丸亀港 2.3m 以上			

注) 大雨および洪水の欄中、R 1 は任意の 1 時間雨量の最大値、R 3 は任意の 3 時間雨量の最大値を示す。
また、R T は降り始めから降り終わりまでの総雨量を示す。

(2) 高松地方気象台が伝達する津波に関する特別警報、注意報、警報、予報及び情報

①種 類

種 類		解 説
水防活動用 津波警報	津波特別警報 (大津波警報)	津波による重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想したとき発表する。 (津波については既存の「大津波警報」が特別警報に位置づけられる)
	津波警報	津波による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき発表する。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波による災害が発生するおそれがあると予想したとき発表する。
津波予報		津波による災害のおそれがないと予想される時発表する。

※地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、又は津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表する。

②発表基準・解説・発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波がおよび浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

③津波予報及び津波情報

津波予報

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

津波情報

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、津波警報・津波注意報の基準を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(注1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	すべて数値で発表	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱と表現」)

(注2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごと、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせる恐れがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを越えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	すべて数値で発表	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(3) 特別警報、警報及び注意報の地域名称

特別警報、警報及び注意報（津波は除く）については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。

香川県	—	高松地域・・・高松市、直島町
	—	小豆・・・土庄町、小豆島町
	—	東讃・・・さぬき市、東かがわ市、三木町
	—	中讃・・・丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
	—	西讃・・・観音寺市、三豊市

津波警報等については日本の沿岸を 66 ヶ所の津波予報区に分割して区毎に発表される。香川県については、沿岸全体を予報区名「香川県」として発表される。

2. 注意報、警報、特別警報、気象情報の伝達系統

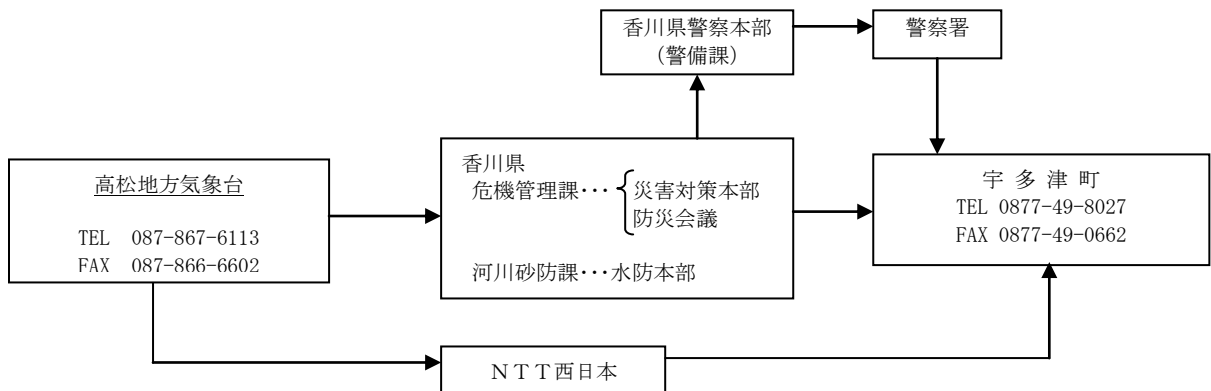
高松地方気象台が次の特別警報、警報、注意報等（津波は除く）を発表した場合は、特別警報、警報、注意報等（津波は除く）の伝達系統（図一1）に従って関係機関及び住民に周知する。

また、大津波警報、津波警報・注意報の伝達系統を図一2に示す。

- (1) 大雨特別警報、大雨警報、大雨注意報
- (2) 高潮特別警報、高潮警報、高潮注意報
- (3) 洪水警報、洪水注意報
- (4) 暴風特別警報、暴風警報
- (5) 津波注意報、津波警報
- (6) 気象情報（記録的短時間大雨情報）

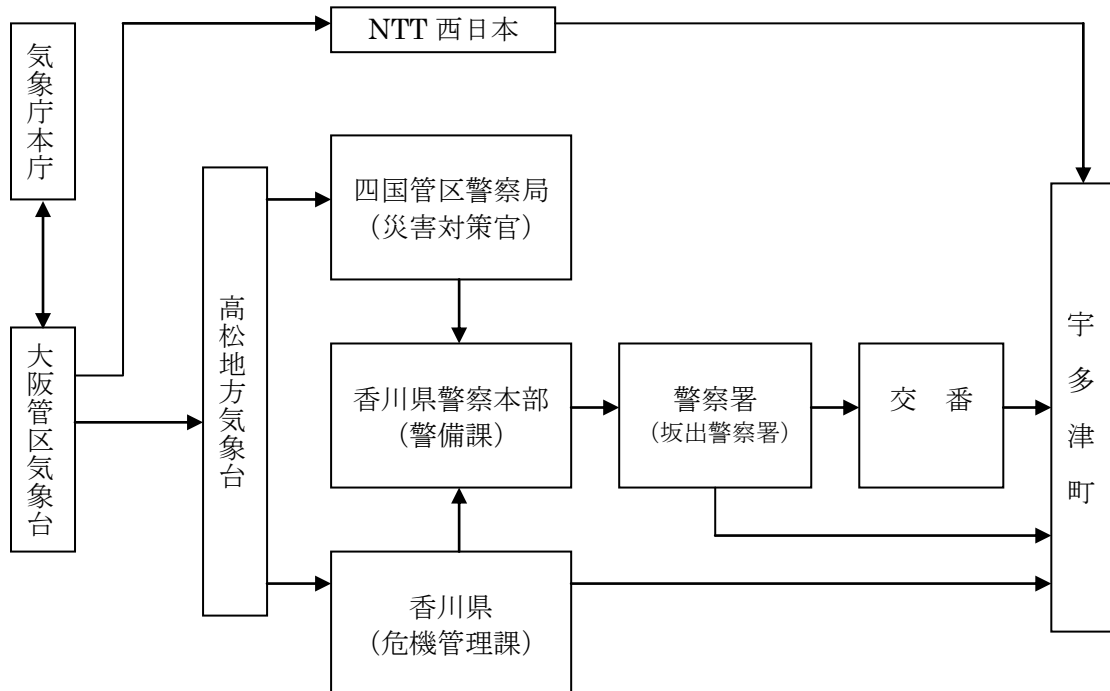
※大雨特別警報若しくは大雨警報発表中に、記録的な1時間雨量（90ミリ以上）を観測又は解析（解析雨量）した場合に発表する。

図一1 特別警報、警報、注意報等（津波は除く）の伝達系統図



注) NTT西日本へは、上記の特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。

図一2 津波警報等の伝達系統図



注) NTT西日本へは、上記の特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。

3. 土器川（国土交通大臣が指定した河川）の洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により洪水予報を行う土器川については、国土交通省香川河川国道事務所と高松地方気象台が、雨量・水位・水量等を示して洪水予報を発表する。

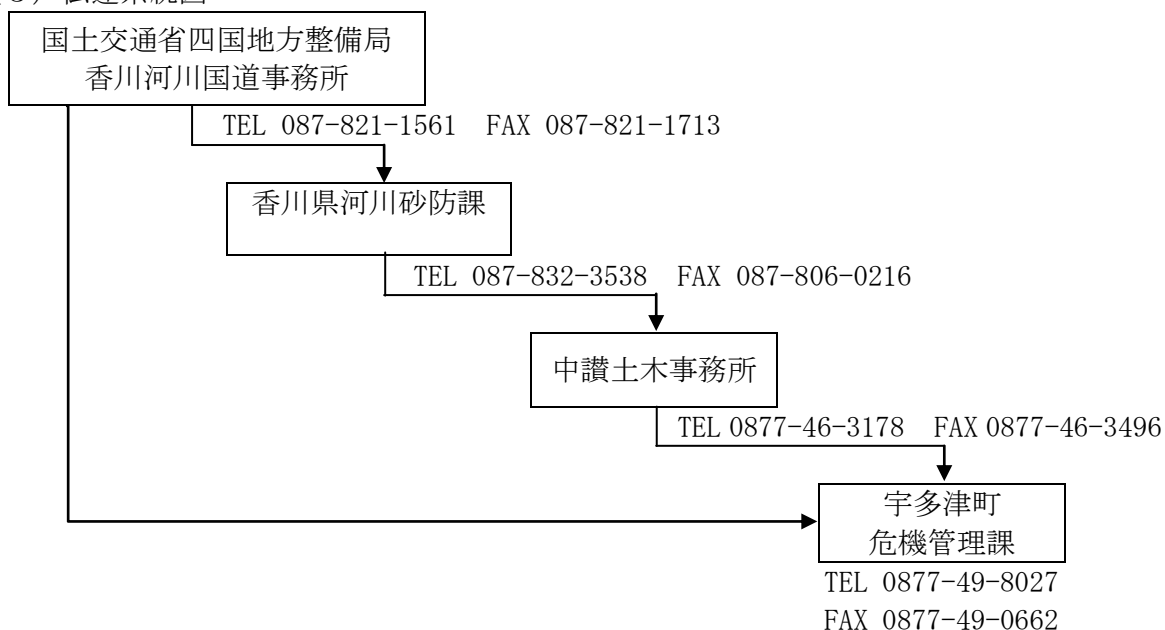
(1) 洪水予報の実施河川・区域・基準地点・担当官署

水系名及び河川名	実施区間	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名
土器川水系 土器川	左岸 香川県仲多度郡まんのう町炭所西地先（海から18.85km）から香川県仲多度郡まんのう町東高篠地先（海から12.031km）まで	祓川橋（まんのう区域）水位観測所	国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所
	右岸 香川県仲多度郡まんのう町炭所西地先（海から18.85km）から香川県丸亀市綾歌町岡田西地先（海から10.827km）まで	香川県仲多度郡まんのう町羽間1841-1	
	左岸 香川県仲多度郡まんのう町東高篠地先（海から12.031km）から海まで	祓川橋（丸亀区域）水位観測所	高松地方気象台
	右岸 香川県丸亀市綾歌町岡田西地先（海から10.827km）から海まで	香川県仲多度郡まんのう町羽間1841-1	

(2) 洪水予報の内容・発令基準・実施方法

予報の種類	発表基準
はん濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点（祓川橋）の水位がはん濫注意水位（3.7m）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
はん濫警戒情報 （洪水警報）	基準地点（祓川橋）の水位が一定時間後にはん濫危険水位（まんのう区域4.3m、丸亀区域4.6m）に達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位（まんのう区域4.0m、丸亀区域4.3m）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
はん濫危険情報 （洪水警報）	基準地点（祓川橋）の水位が、はん濫危険水位（まんのう区域4.3m、丸亀区域4.6m）に達したとき
はん濫発生情報 （洪水警報）	洪水予報区間においてはん濫が発生したとき
解除	降雨・水位の状況から、基準地点の水位のはん濫注意水位を下回り、洪水による被害が生じる恐れなくなったとき

(3) 伝達系統図



4. 大東川（知事が指定した河川（水防警報河川））の水防警報・水防情報

水防法第16条の規定により香川県知事が指定した大東川についての水防警報の発表は、中讃土木事務所長が、水位等を示して水防上の警報を発表する。

(1) 水防警報の実施河川・区域・延長・基準水位観測所

河川名	区域		延長	基準水位観測所
大東川 (下流)	幹川	左岸	香川県坂出市川津町字川西 90 番地 1 地先（丸亀市との行政界）～海まで	津之郷橋
		右岸	同県同市同町字井手ノ上 802 番地 8 地先～海まで	

(2) 水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）及び避難判断水位（特別警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）	1.4m
はん濫注意水位（警戒水位）	2.6m
避難判断水位（特別警戒水位）	3.1m

(3) 水防警報の種類・内容と発表基準

・種類と内容

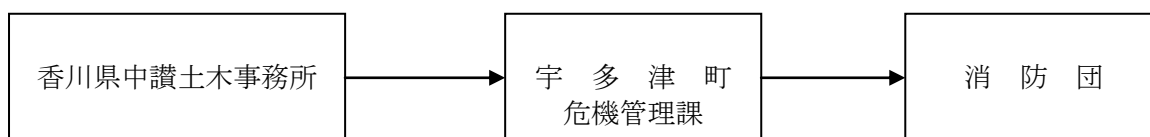
種類	内容
待機	消防団員の足留めを行うもの。
準備	水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。
出動	消防団員の出動を通知するもの。
情報	増水（出水）状況、河川状況等を適宜提供する。
解除	水防活動の終了を通知するもの。

・種類と発表基準

種類	発表基準
待機	はん濫注意水位以上に達すると思われるとき
準備	気象台から大雨又は洪水に関する注警報が発令されている場合で、かつ水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
出動	水位がはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき
情報	増水（出水）状況、河川状況を適宜提供する
解除	水防作業を必要としなくなったとき

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(4) 伝達系統図



TEL 0877-46-3178
FAX 0877-46-3496

TEL 0877-49-8027
FAX 0877-49-0662

5. 大東川（知事が指定した河川（水位周知河川））の水位情報の通知及び周知

水防法第13条の規定により香川県知事が指定した大東川についての水位情報の通知及び周知は、中讃土木事務所が水位または流量等を示して水位情報の通知及び周知を行う。

(1) 水位周知河川の実施河川・区域・延長・基準水位観測所

河川名	区域		延長	基準水位観測所
大東川 (下流)	幹川	左岸	香川県坂出市川津町字川西90番地1地先（坂出市との行政界）～海まで	津之郷橋
		右岸	同県同市同町字井手ノ上802番地8地先～海まで	

(2) 避難判断水位（特別警戒水位）

水防団待機水位	1.40m
はん濫注意水位	2.60m
避難判断水位	3.10m

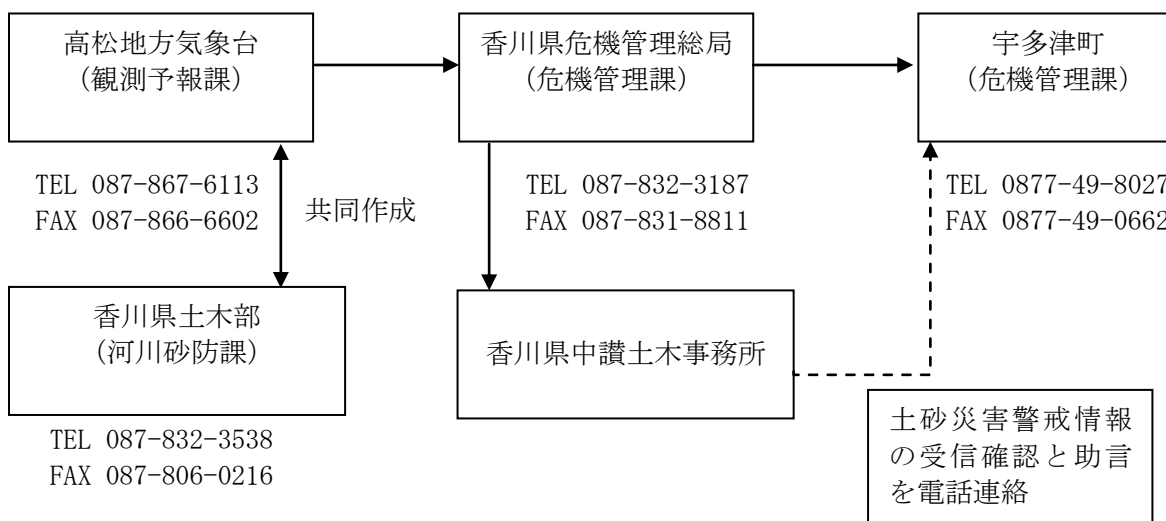
(3) 伝達系統図



6. 土砂災害警戒情報

災害対策基本法第40条及び第55条、気象業務法第11条の規定により香川県土木部と高松地方気象台が、共同して大雨による土砂災害の危険度が上がった時に、土砂災害警戒情報を作成・発表する。

(1) 伝達系統図



7. 知事が行う津波及び高潮に関する水防警報

水防法第16条の規定により知事が指定した河川及び海岸についての津波又は高潮に関する水防警報の発表は、気象庁が発表する津波注意報、津波警報及び大津波警報又は高潮注意報（台風接近時のみ）、高潮警報及び、高潮特別警報の発表をもって水防警報の発表とする。

(1) 知事が行う津波に関する水防警報

- ・水防警報する河川及び海岸

知事が行う津波に関する水防警報河川及び海岸は、香川県地震・津波被害想定において浸水被害がある、本県の沿岸市町を水防警報の対象とする。

対 象	関係水防管理団体名
沿岸市町	宇多津町含む7市5町

- ・種類と内容

種 類	内 容
準備及び出動	陸閘や水門等の閉鎖の準備を行うとともに、気象庁からの情報により水防団員の安全が確保できる場合のみ、出動させるもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの

- ・発表基準

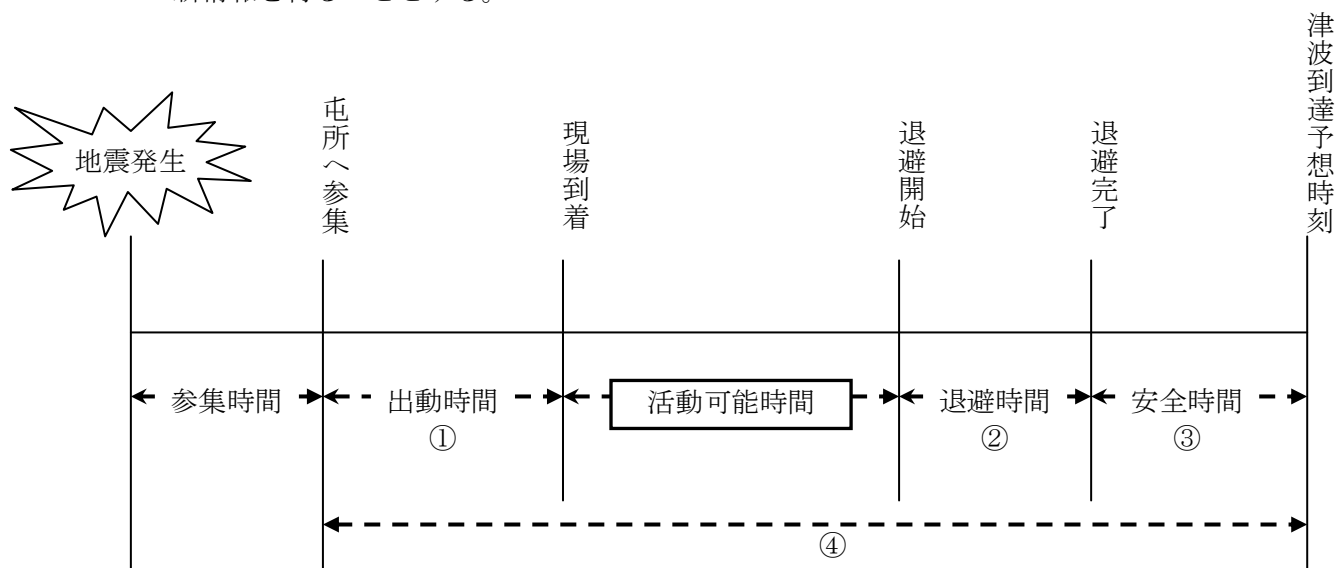
津波による水防活動は緊急性を要することが想定されるため、気象庁から津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表された時点で水防警報を自動発表とする。

種 類	発 表 基 準
準備及び出動	津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき。（自動発表）
解 除	津波注意報、津波警報、大津波警報が解除されたとき。（自動発表）

- ・安全配慮

津波に関する水防活動は、気象庁が発表する津波情報（「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等）を確認し、現場までの移動時間、水防活動時間、退避時間を考慮のうえ、自らの安全確保を最優先とした活動を行う。

また、活動時においては、ライフジャケットやヘルメットを着用し、携帯ラジオなどにより最新情報を得ることとする。



活動可能時間 = ④ - (① + ② + ③)

(2) 知事が行う高潮に関する水防警報

・水防警報する河川及び海岸

対 象	関係水防管理団体名
沿岸市町	宇多津町含む7市5町

・種類と内容

種 類	内 容
準備及び 出 動	陸閘や水門等の閉鎖の準備を行うとともに、水防団員を出動させるもの。
解 除	水防活動を終了させるもの。

・発表基準

種 類	発表基準
準備及び 出 動	高潮警報、高潮特別警報が発表されたとき。又は台風の接近に伴う高潮注意報が発表されたとき。 (自動発表)
解 除	高潮注意報が解除されたとき (自動発表)

第7 水防巡視等

1. 水防巡視

水防管理者たる水防本部長は、水防に関する警報の通知を受けたときは、直ちに水防本部を設置し、第1次動員体制にて、総務班、警戒班並びに連絡調整係の水防要員を招集する。

総務班にあつては、危機管理課長を班長とし、気象情報の収集、県及びその他防災機関との連絡等積極的に行い、状況の把握に務めなければならない。その際、水防に関する連絡、報告は、電話（防災用含む。）、FAX（防災用含む。）、防災情報システム等により行う。

警戒班にあつては、消防団長を班長、地域整備課長を副班長とし、管内の巡視を行い、河川、湖沼、海岸の水位の情報収集に務めなければならない。また、水防法第12条の規定により河川水位が次の表の水防団待機水位（通報水位）又ははん濫注意水位（警戒水位）に達した旨の連絡が中讃土木事務所からあつたときは、直ちに警戒班長に通知し、さらに必要な水防要員を招集し、警戒を一層厳重にするとともに、水防活動の準備を行うものとする。また、土砂災害警戒情報が発表されたときも同様とする。

連絡調整係にあつては、総務班と警戒班が円滑に活動できるよう連絡、調整に務めるものとする。

2. 水位観測所及び水防団待機水位・はん濫注意水位

量水標名称	河川名	位置	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	種別	観測機関
新町橋下	大東川	宇多津町網の浦	3.6m	3.6m	テレメータ	中讃土木事務所
新町橋上	大東川	宇多津町網の浦	1.6m	2.4m	テレメータ	中讃土木事務所
津之郷橋	大東川	宇多津町大字東分	1.4m	2.6m	テレメータ	中讃土木事務所

第8 水防活動等

1. 水防活動

水防本部長は、第1次動員体制にて厳重な警戒を続ける中、災害の発生が予想される時、小規模な災害が発生した時、または、避難所等に避難行動がみられた時は第1次動員体制に加え一層の水防要員を非常招集し、第2次動員体制にて対処するものとし、洪水又は高潮に対する危険が解消されるまでの間、水防活動を迅速且つ積極的に実施するものとする。

2. 重要水防区域

(1) 危険度判定基準

河川については、下記の危険度判定基準により区分し、そのうちA～Dについて、重要水防区域とする。

危険度の判定基準は次のとおりとする。

危険度判定基準

判定基準事項 判定項目		条 件	危険度判定基準				
			A	B	C	D	E
1	機能度	1) 改修計画で定められた河川断面が確保されている。 2) 改修計画のない区間では、10年に1回程度の増水（出水）に対し、河道流下能力が確保されている。ただし、下流部で改修計画の有る場合は、上下流整合性を考慮し、10年に限定しないものとする。	×			○	
2	耐用度	1) 護岸の老朽化及び、根入不足。 2) 天然河岸の河床洗掘及び、河岸浸食状況。ただし、山間部等の災害復旧を必要としない区間は、危険区間より除外する。	×	○	×or○	×	○
3	重要度	用途地域、D I D地域等の重要築堤河道区間である。	重 要		その他	重要 or その他	
評 価			水防上最も重要で早急な対策が必要	災害復旧では効果不十分	災害復旧で十分	現状で十分	

注) ○印は安全、×印は危険箇所を示す。

(2) 河川重要水防区域

水系名	河川名	関係 土木事務所	担当水防 管理団体	危険度区分					計
				A	B	C	D	E	
大東川	大東川	中 讚 土木事務所	宇多津町 坂出市 丸亀市	^m 200	^m 1,750	^m 6,620	^m 820	^m 7,811	^m 17,201
〃	鴨田川	〃	宇多津町		2,200			89	2,289

(3) 海岸・港湾重要水防区域

地区海岸名	重要水防区域(m)	特に危険な区域			備考
		延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
吉田	781	0	—	—	
宇多津港	7,391	0	高潮・越波	積土のう	

(4) 漁港重要水防区域

漁港名	重要水防区域(m)	特に危険な区域			備考
		延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
北浦	1131	973	高潮	積土のう	

(5) ため池重要水防区域

堰堤名	関係河川名	規模			関係土地改良事務所	担当水防管理団体	重要水防区域(ha)	予想される危険	対策水防工法	備考
		堤長(m)	堤高(m)	貯水量(千t)						
中池	大東川	225	3.0	4.2	中讃土地改良事務所	宇多津町	1	漏水決壊	土俵積立・杭打	中池水利組合
北池	大東川	235	6.0	14.3	〃	宇多津町	4	〃	〃	北池水利組合
蛭田池	大東川	60	4.2	7.5	〃	宇多津町	3	〃	〃	岩屋水利組合
定池	大東川	150	4.7	1.8	〃	宇多津町	1	〃	〃	定池水利組合
奥池(上池)	大東川	101	5.8	21.7	〃	宇多津町	5	〃	〃	奥池水利組合
奥池(下池)	大東川	64	2.5	1.0	〃	宇多津町	5	〃	〃	奥池水利組合
宇多津新池	大東川	239	4.6	9.9	〃	宇多津町	3	〃	〃	新池水利組合
上新池	大東川	163	4.2	3.2	〃	宇多津町	3	〃	〃	上新池水利組合
前池	大東川	677	1.9	24.2	〃	宇多津町	15	〃	〃	津ノ郷水利組合
道池	大東川	145	1.7	0.9	〃	宇多津町	1	〃	〃	(代)木下朱美
菰池	大東川	447	2.1	7.3	〃	宇多津町	3	〃	〃	津ノ郷水利組合

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所 (自然Ⅰ)

箇所名	位置		地形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
	都市	町	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
平山(1)	綾歌郡	宇多津町	40	360	16	65	中讃土木事務所	宇多津町
平山(2)	〃	〃	40	108	16	8	〃	〃
平山(4)	〃	〃	45	60	9	5	〃	〃
坂下(1)	〃	〃	45	70	12	9	〃	〃
坂下(3)	〃	〃	45	160	7	8	〃	〃
茶臼山	〃	〃	35	120	7	12	〃	〃
十楽寺	〃	〃	36	150	19	13	〃	〃
西町(A)	〃	〃	30	35	6	5	〃	〃
西町	〃	〃	45	93	11	8	〃	〃
西町東	〃	〃	40	230	10	28	〃	〃
大門	〃	〃	45	55	12	7	〃	〃

(5) 急傾斜地崩壊危険箇所 (自然Ⅱ)

箇所名	位置		地形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
	都市	町	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
平山(3)	綾歌郡	宇多津町	37	40	5	4	中讃土木事務所	宇多津町
津ノ山	〃	〃	41	25	5	1	〃	〃
坂下東	〃	〃	42	25	10	1	〃	〃
十楽寺(2)	〃	〃	30	25	10	2	〃	〃
円山	〃	〃	32	40	17	2	〃	〃

(6) 急傾斜地崩壊危険箇所 (人工Ⅰ)

箇所名	位置		地形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
	都市	町	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
坂下(2)	綾歌郡	宇多津町	40	130	25	6	中讃土木事務所	宇多津町
西町	〃	〃	44	70	16	7	〃	〃

(7) 急傾斜地崩壊危険箇所 (人工Ⅱ)

箇所名	位置		地形			人家 (戸)	関係土木事務所	担当水防 管理団体
	都市	町	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
茶臼山(2)	綾歌郡	宇多津町	32	30	18	3	中讃土木事務所	宇多津町

(8) 土石流危険溪流

河川名			位置			地形		担当水防管理者
水系名	河川名	溪流名	都市	町	字	流路延長(km)	流域面積(k㎡)	
大東川	大東川	新開北川	綾歌郡	宇多津町	新開	0.11	0.04	宇多津町
〃	〃	新開南川	〃	〃	〃	0.14	0.04	〃
〃	鴨田川	十楽寺川	〃	〃	十楽寺	0.17	0.05	〃
〃	〃	田町南川	〃	〃	〃	0.22	0.06	〃
〃	〃	田町北川	〃	〃	大門	0.24	0.04	〃
その他	その他	宇夫階川	〃	〃	浜六番丁	0.22	0.07	〃

関係土木事務所：中讃土木事務所

3. 主要水門の操作

水門の管理者（操作担当者）は、気象情報等の通報を受けたときは、状況により排水門等を開放し水位の低下を図る等適切な措置を行うものとする。

なお、操作については、逐次水防本部に報告し、緊密な連携のもとにそれぞれ所定の操作手順に従い、確実な操作を行わなければならない。

また、水門の操作を行う場所に、避難勧告・避難指示等が発令された場合には、操作員の安全確保のため避難を優先とする。

(1) 主要水門

名称	位置	水門操作担当者	電話番号	河川名
新町水門	宇多津町	宇多津町地域整備課	49-0511	大東川
鴨田水門	〃	〃	〃	鴨田川

4. 河川、堤防の巡視等

(1) 消防団長（第1次動員体制：警戒班長、第2次動員体制：災害対策部長）は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、河川・堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防本部長に報告するものとする。（水防法第9条）

(2) 消防団長（第1次動員体制：警戒班長、第2次動員体制：災害対策部長）は、河川の水位がはん濫注意水位に達したときは、常時、河川・堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防本部長に報告するとともに、団員等の水防要員を招集し、水防作業にあたらせ、その旨を水防本部長に報告するものとする。（水防法第17条）

(3) 消防団長（第1次動員体制：警戒班長、第2次動員体制：災害対策部長）又は団員等の水防要員は、水防活動上必要ある場合は警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは、制限し、退去を求めることができる。（水防法第21条）

(4) 消防団長（第1次動員体制：警戒班長、第2次動員体制：災害対策部長）は、堤防の決壊又はこれに準ずべきやむを得ない事態が発生したときは、水防のため地域住民の出動を求めることができる。その際は、直ちに水防本部長に報告するものとする。（水防法第24条）

(5) 消防団長（第1次動員体制：警戒班長、第2次動員体制：災害対策部長）は、堤防その他の施設の決壊による洪水の危険が切迫したときは、直ちに地域内住民の避難誘導を開始するとともに、その旨を水防本部長に報告するものとする。（水防法第25条）

5. 報告等

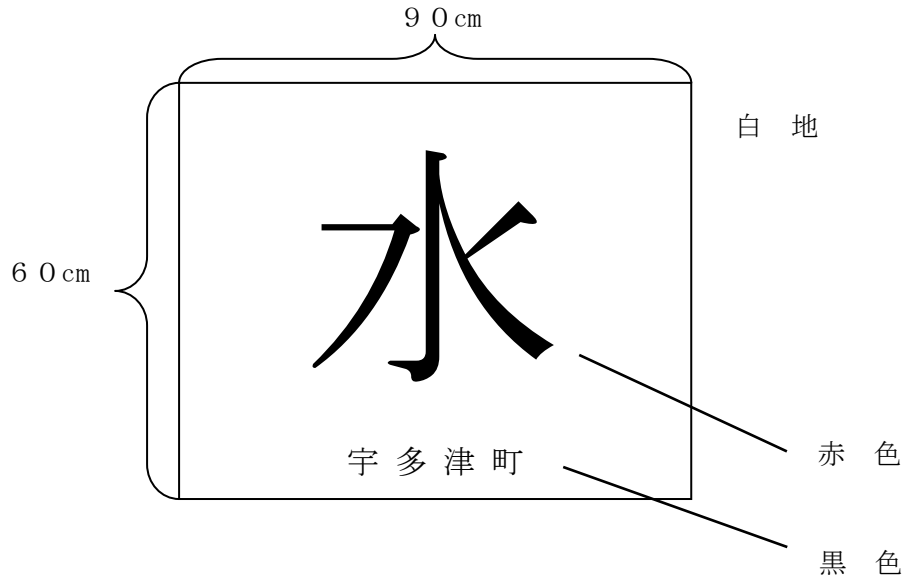
下記の場合において、水防本部長は速やかに中讃土木事務所に報告するものとする。

- (1) 水防作業を開始したとき。
- (2) 堤防堰堤が決壊したとき。
- (3) 人員又は資材の応援を必要とするとき。
- (4) はん濫注意水位（警戒水位）以下に減水又は危険のおそれがない状態になったとき。
- (5) 水防作業が終了したとき。

6. 車両優先通行標識

水防活動のため出動する水防用緊急自動車は、優先通行を確保するため、下図の標識を用いるものとする。(昭和24年8月16日香川県告示第277号を準用)

標 旗



7. 水防作業

水防工法はその選定を誤らなければ、1種類の工法を施工するだけで成果を挙げる場合が多い。しかし、時には数種の工法を並施し、はじめてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときには、それに代わるべき工法を次々と行い極力水防に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその附近で求めやすい工法を施工すること。

水防作業に従事する者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときは、自身の避難を優先する。

8. 水防解除

水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは、水防管理者は県水防本部長にその旨を報告するものとする。

9. 水防状況報告書

水防が終了したときは、香川県水防計画中の第1号様式（水防実施状況報告書）にて報告するものとする。

第9 避難のための立ち退き

1. 洪水、津波又は高潮の氾濫又は溜池の決壊等により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防本部長は、知事の指示を受け、必要と認められる区域の住民に立ち退き又は、準備の指示をすることができる。
2. 緊急の場合で、知事の指示を受ける間がなく水防本部長が立ち退きを指示する場合は、坂出警察署長にあらかじめ通知し、その旨速やかに中讃土木事務所長及び知事に報告しなければならない。
3. 予定避難先経路等については、あらかじめ坂出警察署長とも連絡の上、選定しておくものとし、関係避難場所は別表1の避難者収容予定箇所による。

第10 避難勧告の発令基準

1. 大雨・洪水等の発令基準等

- (1) 大東川各水位観測所の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を越え、今後の予想時間雨量が30ミリを超えると予想される場合、もしくは大東川各水位観測所の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達した場合に発令する。
- (2) 当初は、沼の池地区、長縄手地区、中村地区、浦町地区、大門地区、田町地区、および青ノ山、聖通寺山麓地区に発令する。
(参考) 平成16年台風23号：30ミリを超える時間雨量を2回観測（坂出市消防本部観測）

2. 土砂崩れ時の発令基準等

- (1) 降り始めからの雨量が100ミリを超えまたは土砂災害警戒情報が発表され、今後も相当の雨量が見込まれる時に発令する。
- (2) 当初は、青ノ山、聖通寺山、茶臼山、角ノ山麓地区に発令する。
(参考) 平成16年台風23号：降り始めの総雨量257ミリ（坂出市消防本部観測）

3. 高潮時の発令基準等

- (1) 高潮警報が発令され、坂出港の潮位が2.3mを観測した時点で発令する。
- (2) 当初は、北浦地区、倉の前地区、新町地区に発令する。

4. 津波時の発令基準等

- (1) 津波警報の認知又は通知を受けたときは直ちに発令する。
- (2) 津波注意報の認知または通知を受けたとき又は強い地震（震度4以上）を感じた場合で、町長が必要と認めた場合に発令する。
- (3) 当初は、津波浸水想定区域である、北浦地区、吉田地区、新開地区に発令する。

第11 他の水防機関等との協力応援

水防本部長は、水防法第22条及び第23条に基づき他の水防管理者、水防団長又は警察 署長に対し応援を求めることができる。

応援のため派遣された者は、器具資材を携行し応援を求めた水防管理者の所轄に入るものとする。

河川管理者の協力

(1) 河川管理者四国地方整備局長の協力事項

河川管理者四国地方整備局長は、自らが管理する土器川水系において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ① 河川に関する情報の提供
- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- ④ 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の被災予防または復旧に必要な資材の提供
- ⑤ 洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と四国地方整備局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン派遣）
- ⑥ 水防活動状況の写真等の記録及び広報

(2) 河川管理者香川県知事の協力事項

河川管理者香川県知事は、自らが管理する二級河川において、自らの業務等に照らし、可能な範囲で水防管理団体が行う水防のための活動に対して、次の協力を行う。

- ① 河川に関する情報の提供
- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- ④ 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の被災予防または復旧に必要な資材の提供
- ⑤ 水防活動状況の写真等の記録及び広報

第12 公用負担

1. 公用負担権限

水防のため必要があるときは、水防本部長又は消防団長は、水防法第28条に基づき次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石竹木その他の資材の使用収用
- (3) 自動車、その他運搬具又は器具の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2. 公用負担権限証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体、消防団長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委託を受けた者にあつては、次のような証明書を携帯し、必要ある場合に提示すべきものとする。

<p>公用負担命令権限証</p> <p>宇多津町消防団 何 某</p> <p>上記の者の宇多津町の区域における水防法第28条 第1項の権限行使を委託したことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>宇多津町長 谷川 俊博 印</p>
--

3. 公用負担証

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次のような命令票を目的物の所有者又は、これに準ずべき者に手渡さなければならない。

<p>公用負担証</p> <p>目的物 種類</p> <p>負担の内容 使用・収用・処分等</p> <p>年 月 日</p> <p>宇多津町長 谷川 俊博</p> <p>業務取扱者 何 某 印</p>
--

第13 水防訓練

1. 水防訓練実施要領

本町は、次の項目について実施するものとし、でき得れば一般住民を参加させ水防意識の高揚に努めるものとする。

- (1) 通 報（消防団の動員、居住者の応援）
- (2) 輸 送（資材、器材、人員）
- (3) 工 法（各水防工法）
- (4) 樋門、角落しの操作
- (5) 避難、立ち退き（危険区域居住者の避難）

2. 水防訓練の実施時期

水防訓練の実施は、最も効果のある時期を選び、毎年1回以上単独又は関係団体との連合あるいは合同で実施するものとする。

別表1

避難者収容予定 箇所避難所名	所在地	電話番号	収容人員
宇多津小学校	宇多津町長縄手	49-1820	500
宇多津北小学校	宇多津町浜八番丁	49-2000	600
宇多津中学校	宇多津町岩屋	49-0818	600
宇多津幼稚園	宇多津町長縄手	49-0198	400
中央保育所	宇多津町網の浦	49-0206	400
平山保育園	宇多津町平山	49-0851	300
香川短期大学	宇多津町浜一番丁	49-5500	600
町民体育館	宇多津町長縄手		1, 400
保健センター	宇多津町網の浦	49-8008	600
坂出宇多津広域行政センター	宇多津町向山	49-1100	70
浜八番丁コミュニティー分館	宇多津町浜八番丁		30
北浦コミュニティー分館	宇多津町北浦		50
大橋コミュニティー分館	宇多津町大橋		50
大橋南コミュニティー分館	宇多津町大橋		50
坂下西コミュニティー分館	宇多津町坂下		80
坂下東コミュニティー分館	宇多津町坂下		30
新開コミュニティー分館	宇多津町新開		40
中央コミュニティー分館	宇多津町網の浦		40
新町コミュニティー分館	宇多津町新町		60
山下・本町コミュニティー分館	宇多津町山下		30
大門コミュニティー分館	宇多津町大門		30
田町コミュニティー分館	宇多津町田町		40
十楽寺コミュニティー分館	宇多津町十楽寺		20
津の郷コミュニティー分館	宇多津町津の郷		100
津の郷北コミュニティー分館	宇多津町津の郷		50
鍋谷コミュニティー分館	宇多津町鍋谷		50
平山コミュニティー分館	宇多津町平山		100
県営住宅宇多津団地集会室(1)	宇多津町沼の池		100
県営住宅宇多津団地集会室(2)	宇多津町沼の池		50
サポートセンター	宇多津町浜六番丁	41-0516	70
キッズプラザうたづ	宇多津町浜八番丁	49-4005	60
やすらぎプラザ	宇多津町大門	41-0665	60
ユープラザうたづ	宇多津町浜六番丁	49-8020	300
平山児童公園			
中央公園			